

市会議案第2号

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正  
を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和4年3月23日提出

吹田市議会議員 馬場慶次郎

同 澤田 直己

同 藤木 栄亮

同 高村 将敏

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正  
を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せない中、地方議会においては、議員や説明員が新型コロナウイルス感染や濃厚接触者認定等によって議場に参集できない事態が現に発生している。また、近年頻発している自然災害等や、少子高齢化が進む中で、妊娠、出産、育児や介護、自らの疾病など、議員を取り巻く事情が多様化していくことも鑑みると、今後、議員が議場に参集できない事態の増加が想定される。

現行の地方自治法では、議場に参集できない議員は欠席となることから、議案審議などに参画することができず、議員の職責を果たすことができない。また、議場に参集できる議員が定足数に満たない場合は、本会議を開くことができないため、首長の専決処分を漫然と許すことになり、議会不要論が増幅することにもなりかねない。

これらのことから、議員や説明員が議場に参集できない場合でも、自宅などから議案審議などに参画できるようにするため、オンラインによる本会議の実現が望まれる。

国では、衆議院憲法審査会において、オンラインによる国会審議の実現に向けた議論がなされてはいるものの、憲法第56条の解釈などで意見が分かれ、憲法改正の要否にまで議論が及ぶなど、いまだに実現の見通しは立っていない。しかし、地方議会が国会に準拠しなければならない法的根拠はなく、国に先行してオンラインによる本会議を実現することも可能である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、本会議への出席、議決をオンラインによっても可能とする地方自治法の速やかな改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

吹 田 市 議 会